

平成 2 5 年度鴨川市水道事業会計 資金不足比率及び決算資料について

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政指標)

目 次

○資金不足比率について及び算定方法	1
○財政健全化法について及び財政指標について	2
○資金不足比率について	3
○資金不足比率算定表	4

1 資金不足比率の公表等（水道事業）

① 資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第 22 条による公表等の指標です。

- ・ 資金不足比率 →（資金が不足している状態には該当しません。）
 - ・ 資金不足額 →（資産が多いので資金不足額は該当ありません。）
- 資金不足額は発生しておらず、経営状態は健全段階です。

② 資金不足比率の算出方法

資金不足比率 =

$(A \text{ 流動負債} - B \text{ 流動資産}) \div (C \text{ 営業収益} - D \text{ 受託工事収益}) \times 100$

単位 千円

A 流動負債	1 6 1, 5 9 5
B 流動資産	8 1 2, 7 9 8
C 営業収益	1, 2 2 8, 2 4 0
D 受託工事収益	3, 8 9 0

（A－B）は資金不足額で、（C－D）は事業の規模となります。

A－B 資金不足額	－ 6 5 1, 2 0 3
-----------	----------------

上記数値がマイナスということで、資金不足額は該当なし。

従って、資金不足比率は該当なしとなります。

※ 資金不足額とは、一般会計等の実質赤字に相当するものとして公営企業会計ごとに算定した額。（この数値がマイナスの場合は資金が不足していないという意味です。）

※ 事業の規模とは、料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額。

※ 資金不足比率が 20% 以上（早期健全化基準）になった場合、経営健全化計画を策定し、議会の議決が必要で、外部監査も義務づけられることになります。

2. 財政健全化法について

① 成立の経緯

平成 18 年 6 月に北海道夕張市が財政再建特措法に基づく再建に向けて取り組むことを表明して以来、従来の法制度における課題が明らかになったため、平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、新しい財政指標の公表は平成 19 年度決算分から、また財政健全化計画の策定等は平成 20 年度決算分から義務付けられることになりました。

※「従来の法制度における課題」について

- ・ 分かりやすい財政情報の開示等が不十分であった
- ・ 再建団体の基準しかなく、早期是正機能がなかった
- ・ 普通会計を中心にした収支の指標のみで、負債等の財政状況に課題があったとしても対象とならなかった
- ・ 公営企業にも早期是正機能がなかった

財政健全化法では、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じて地方公共団体が財政の早期健全化・財政の再生・公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることとされています。

3. 新しい財政指標（健全化判断比率）について

市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準
●資金不足比率（公営企業）	20%	-
・実質赤字比率	11.25～15% (標準財政規模に応じて)	20%
・連結実質赤字比率	16.25～20% (標準財政規模に応じて)	30%
・実質公債費比率	25%	35%
・将来負担比率	350%	-

＜参考＞「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の抜粋
(資金不足比率の公表等)

第 22 条 公営企業を経営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。

平成25年度鴨川市水道事業会計の資金不足比率について

1 資金不足比率

比率名	平成25年度	経営健全化基準
資金不足比率	—(%) (該当なし)	20.00(%)

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項による)

2 資金不足比率の算定について

ア 資金の不足額 [該当なし]	÷	イ 事業の規模 [1,224,350 千円]	×100=	該当なし (%)
--------------------	---	---------------------------	-------	----------

ア 資金の不足額

流動負債 [161,595 千円]	—	流動資産 [812,798 千円]	=	△651,203 千円
----------------------	---	----------------------	---	-------------

※ 上記の算式数値が正の値のみ資金の不足額が算定され、負の場合は「該当なし」となる。

イ 事業の規模

営業収益 [1,228,240 千円]	—	受託工事収益 [3,890 千円]	=	1,224,350 千円
------------------------	---	----------------------	---	--------------

平成25年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率

都道府県名	千葉県	＜資金不足比率算定表＞	算定時点	平成26年3月31日現在
市町村名	鴨川市			

(単位:千円)

項	目	数 値 等	備 考
地方公営企業法適用区分		法適用企業	
宅地造成事業区分		宅地造成事業以外	
特別会計・事業区分		水道事業	
(1)	a-b-c(-d)	161,595	
	流動負債 a	161,595	
	控除未払金等 b	0	
	控除額 c	0	
	土地前受金 d		宅地造成事業のみ記入(該当なし)
(2)	算入地方債	0	
(3)	e-f-g(-h)	812,798	
	流動資産 e	812,798	
	控除財源 f	0	
	控除額 g	0	
	土地評価差額 h		宅地造成事業のみ記入(該当なし)
(4)	地方債残高		〃
(5)	長期借入金		〃
(6)	令第3条第1項の額・令第4条の額 (1)+(2)-(3)	-651,203	
(7)	解消可能資金不足額	0	
(8)	資金不足額・剰余額 ※1 (6)-(7)	-651,203	
(9)	企業ごとの資金不足額・剰余額 ※1	—	該 当 な し
(10)	営業収益の額－受託工事収益の 額	1,224,350	
	うち指定管理者利用料金	0	指定管理者制度未導入
(11)	資本+負債		宅地造成事業のみ記入(該当なし)
(12)	事業の規模	1,224,350	営業収益の額－受託工事収益の額
	・資金不足比率((9)/(12),%)	—	該 当 な し

注:本表中「令」とは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令」のことをいう。

※1・・・(8)は、実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。